

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備
及び運営の基準を定める条例

平成二十四年十月五日

岡山県条例第五十六号

改正 令和三年三月二三日条例第二六号

令和三年七月六日条例第五四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及
び運営の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。附則第二項において「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

(構造設備)

第三条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての福祉ホームの建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、当該福祉ホームの建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(運営規程)

第四条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額

五 利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第五条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者への連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。

3 福祉ホームは、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 福祉ホームは、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 5 福祉ホームは、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

(令三条例二六・一部改正)

(サービスの提供の記録)

第六条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、その都度、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第七条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 前条の規定によるサービスの提供の記録
- 二 第十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 第十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第八条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第九条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 共用室
- 五 管理人室

- 2 前項第一号から第四号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有するものであること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

- 3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第十条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

- 2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、かつ、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十一条 福祉ホームが利用者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接に利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、書面により当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第十一条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令三条例二六・追加)

(定員の遵守)

第十二条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

ものとする。

(令三条例二六・追加)

(衛生管理等)

第十三条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十七条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令三条例二六・一部改正)

(秘密保持等)

第十四条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十五条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条の運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十六条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第十七条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令三条例二六・追加)

(電磁的記録等)

第十八条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

(令三条例五四・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項の精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の九の知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において建設中であって既に基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第一号ロの規定は、適用しない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

附 則（令和三年条例第二六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二条第四項及び第十七条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十三条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年条例第五四号）

この条例は、公布の日から施行する。